

平成25年度 業務報告



独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

は し が き

農林水産消費安全技術センター（Food and Agricultural Materials Inspection Center。略称「FAMIC」）は、農林水産行政と密接に連携しつつ、農業生産資材（肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材）や食品等を対象として科学的な検査・分析を行い、農業生産資材の安全の確保、食品等の品質・表示の適正化等に技術で貢献することを使命としています。

このため、FAMICでは、「①食品や生産資材の検査・分析を法令に基づいて的確に実施します。②検査・分析で得た情報をもとに、食の安全などに関する情報を分かりやすく提供します。また、法令遵守を徹底し、高い使命感と倫理観を持って行動します。」との行動理念の下、分析における精度管理や分析方法の妥当性確認の的確な実施、科学技術の進歩に対応した新たな検査・分析技術の開発・導入や検査職員の教育訓練による技術水準の向上など、検査・分析能力とその信頼性の向上に努め、国民の皆様に一層質の高いサービスを提供すべく取り組んでいます。

このような中、平成25年度においても、肥料、農薬、飼料といった農業生産資材における安全等の確保や、農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務について、関係法令等に基づき、的確に実施しました。また、日本農林規格の制定又は確認等について、原案作成委員会の事務局として、特に、国産材利用拡大を図る上で重要な課題であった直交集成板について規格制定に向け集中的に取り組む、その結果を規格原案としてとりまとめ、農林水産大臣に提出しました。

平成25年度は第3期中期目標期間の3年目であり、効率的かつ効果的に業務を推進した結果、年度計画をほぼ達成することができ、農林水産省独立行政法人評価委員会において総合評価でA評価をいただきました。

本書は、FAMICの平成25年度の業務実績全体を整理したものであり、本書を通じて関係者みなさまのお役にたてば幸いです。

平成26年12月

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
理事長 木村 真人

目 次

はしがき

I 総説

1	業務の目的及び内容	1
2	各事務所の所在地	2
3	資本金の総額及び政府の出資額	2
4	役員	2
5	常勤職員数	2
6	沿革	3
7	設立根拠法	4
8	主務大臣	4
9	組織図	4

II 業務の内容及び実績

1	平成25年度のFAMICを巡る情勢とFAMICの対応の概要	6
2	肥料関係業務	
(1)	肥料の登録及び仮登録の申請に係る調査	8
(2)	肥料の立入検査	9
(3)	肥料公定規格の設定等に関する調査	10
(4)	大臣等確認検査	10
(5)	「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導	11
(6)	放射性物質の測定対応	11
3	農薬関係業務	
(1)	農薬の登録検査	12
(2)	農薬GLP制度に基づく査察	13
(3)	農薬の立入検査	14
(4)	農薬の適正使用に係る農産物の残留状況分析	14
(参考)	平成25農薬年度における農薬登録の概要取りまとめ	15
4	飼料及び飼料添加物関係業務	
(1)	飼料安全法に基づく立入検査	19
(2)	ペットフード安全法に基づく立入検査	20
(3)	特定添加物の検定に関する業務	21
(4)	登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導	22
(5)	飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査等	22
(6)	抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査	23
(7)	大臣等確認検査	23
(8)	モニタリング検査等	24
(9)	放射性物質の測定対応	24

5	土壌改良資材関係業務	
(1)	土壌改良資材の立入検査	25
6	農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	
(1)	食品表示の監視	26
(2)	登録認定機関、認定事業者等に対する調査等	28
(3)	農林物資等の立入検査等	30
(4)	J A S規格の見直し等	31
7	リスク管理に資するための有害物質の分析業務	33
8	国際関係業務	
(1)	I S Oの国内審議団体としての活動	35
(2)	農薬の登録制度の国際調和、国際残留基準の設定への対応	36
(3)	農林物資の品質等に関する国際食品規格(C o d e x)への対応	36
(4)	国際協力	36
(5)	国際獣疫事務局(O I E) コラボレーティング・センターとしての の飼料の安全性に関する活動	37
9	カルタヘナ担保法関係業務	38
10	依頼検査	38
11	食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	39
12	情報提供業務	
(1)	ホームページ、メールマガジン、広報誌	40
(2)	相談業務	40
(3)	講習会・研修会	41
13	調査研究業務	42

I 総説

1 業務の目的及び内容

(1) 業務の目的

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年12月22日法律第183号）第3条）

(2) 業務の内容

① FAMICは、(1)の目的を達成するため、次の業務を行う。

ア 農林水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。

イ アに掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。

ウ 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。

エ 日本農林規格による農林物資の格付（格付の表示を含む。）に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

オ ウに規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

カ エ及びオに掲げるもののほか、ウに規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。

キ 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。

ク 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。

ケ 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

コ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。

サ アからコの業務に附帯する業務を行うこと。

② FAMICは、①の業務のほか、次の業務を行う。

ア 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の9第2項第6号の規定による検査及び同法第20条の2第1項から第3項までの規定による立入検査

イ 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問

ウ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査

エ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去

オ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）第13条第1項の規定による立入検査、質問及び集取

カ 地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定による立入検査

キ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

2 各事務所の所在地

(1) 主たる事務所

本 部：さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
農薬検査部：小平市鈴木町2-772
横浜事務所：横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

(2) 従たる事務所

札幌センター：札幌市北区北10条西4-1-13 道新北ビル
：札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎
仙台センター：仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎
名古屋センター：名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館
神戸センター：神戸市中央区港島南町1-3-7
福岡センター：福岡市東区千早3-11-15
門司事務所：北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎

3 資本金の総額及び政府の出資額 (単位：百万円)

項目	年度
	平成25年度
政府出資金	10,172
その他出資金	—
資本金合計	10,172

注 各計数は単位未満を四捨五入して記載している。

4 役員

(平成26年3月31日現在)

役職名	氏名	任期	担当
理事長	木村 真人	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで	
理事	角谷 徳道	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで (再任)	総合調整・食品等検査
	片山 信浩	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで	評価・肥飼料検査 農薬検査
	曾根 一人	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで (再任)	
監事	井上 龍子	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで (H26.3.30付けで退任)	
	碓井憲男(非常勤)	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで (再任)	

5 常勤職員数

636人 (平成26年3月31日現在)

6 沿革

西暦	旧農林水産消費技術センター	旧 肥 飼 料 検 査 所	旧 農 薬 検 査 所
1896 1899	・生糸検査所設置(明治29年)	・「肥料取締法」制定(明治32年) ・各地方庁に肥料検査官吏を置き肥料検査業務を開始(明治32年)	
1947		・肥料検査所の設置(昭和22年)	・農林省農薬検査所設置(昭和22年・北区西ヶ原)
1948	・「輸出品取締法」制定(昭和23年)		・「農薬取締法」制定、農薬の登録検査を開始(昭和23年) ・北多摩郡小平町(現小平市)に生物課が移転(昭和23年)。(以降、昭和30年化学課、昭和32年に総務課が移転して移転完了)
1949	・輸出食料品検査所、輸出農林水産物検査所が設置され、農林畜水産物の輸出検査を開始(昭和24年)		
1950		・「肥料取締法」全面改正(昭和25年)	
1951	・輸出食料品検査所、輸出農林水産物検査所が合併し輸出品検査所となる(昭和26年)		
1953		・「飼料の品質の改善に関する法律」制定(昭和28年) ・畜産局飼料課分室(分析機関)を設置(昭和28年) ・飼料検査業務を開始(昭和29年)	
1954			
1957	・「輸出品取締法」に変わり「輸出検査法」制定(昭和32年)		
1960 1963		・飼料検査所を設置(昭和35年) ・肥料検査所と飼料検査所が統合して肥飼料検査所となる(昭和38年)	・水産動植物の被害防止と植物成長調整剤を取締対象とするため「農薬取締法」改正(昭和38年)
1970	・「農林物資規格法」が「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」に改正され、JAS業務が主体になる(昭和45年)		
1971			・農薬の毒性及び残留性に対応するため「農薬取締法」改正(昭和46年)
1972 1975	・農林規格検査所と改称(昭和47年)	・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)」に改正(昭和50年)	
1976	・消費者相談窓口を設置(昭和51年)		
1980	・生糸検査所を統合(昭和55年)		
1982	・企業相談窓口を設置(昭和57年)		
1984			・OECD協定の一環として、農薬GLP制度を導入、試験施設への査察業務を開始(昭和59年)
1985		・「地力増進法」施行、土壌改良資材の検査を開始(昭和60年)	
1990	・微量物質等の分析業務を開始(平成2年)		
1991	・農林水産消費技術センターに改組(平成3年)		
1997	・「輸出検査法」廃止(平成9年)		
1999		・汚泥肥料等が県への届出制から国への登録制へ改正(平成11年)	
2000	・「独立行政法人農林水産消費技術センター法(センター法)」制定(平成11年) ・「改正JAS法」施行、登録認定機関制度と横断的品質表示基準を整備(平成12年)	・「独立行政法人肥飼料検査所法」制定(平成11年)	・「独立行政法人農薬検査所法」制定(平成11年)
2001	・独立行政法人となる(平成13年)	・独立行政法人となる(平成13年)	・独立行政法人となる(平成13年)
2002		・B S E 特別措置法制定(平成14年)	・食品の安全性確保のため「農薬取締法」改正(平成14, 15年)
2003		・食品の安全性確保のため「肥料取締法」及び「飼料安全法」改正(平成15年)	
2004	・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」施行(平成16年)		
2006	・「改正JAS法」施行、登録認定機関の登録基準を国際基準に整合(平成18年)		
2007	・「センター法」改正、独立行政法人農林水産消費安全技術センターとなる(平成19年4月)		
2008	・「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペットフード安全法)」制定(平成20年)		
2009	・「JAS法」改正、原産地表示の偽装に対する直罰規定導入(5月)、消費者庁設置に伴うJAS法改正(9月)(平成21年)		
2013	・「食品表示法」制定(6月)(平成25年)		

7 設立根拠法

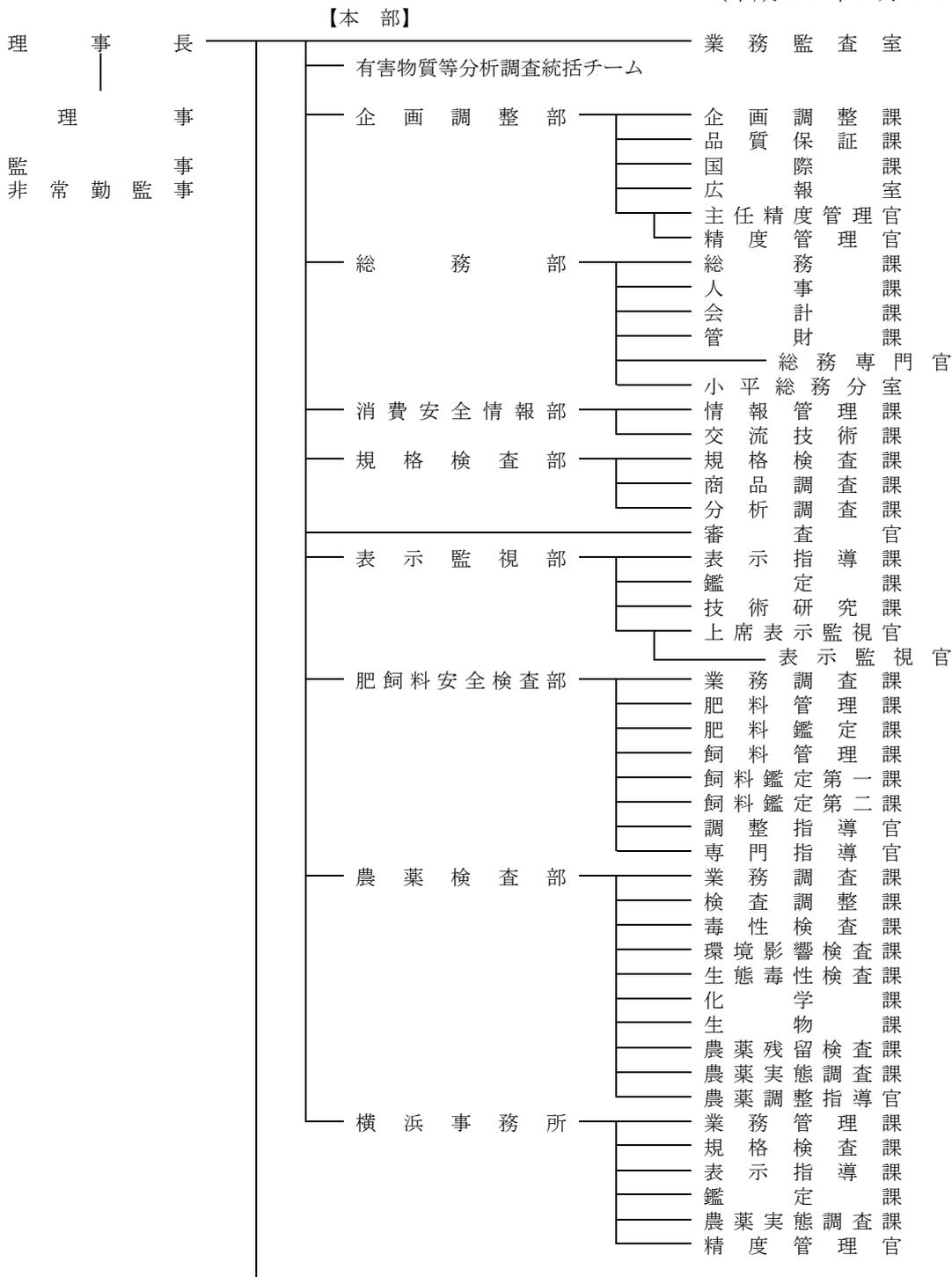
独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）

8 主務大臣

農林水産大臣

9 組織図

（平成26年3月31日現在）



II 業務の内容及び実績

1 平成25年度のFAMICを巡る情勢とFAMICの対応の概要

平成25年度においても、FAMICでは肥料、農薬、飼料といった農業生産資材における安全性等の確保に関する業務や、農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務について、関係法令等に基づき、業務の的確な実施に努めました。その中で特徴的な取組と成果は以下のとおりです。

- ① JAS規格の制定又は確認等について、農林水産大臣が作成した平成25年度「日本農林規格の制定等に関する計画」に従って、大臣指示を受けて規格調査を実施し、5品目9規格についてその報告書を提出しました。また、原案作成委員会の事務局として、国産材の利用拡大を図る上で重要な課題であった直交集成板の規格の制定に向けその原案の作成に集中的に取り組むとともに、これを含めた27品目81規格の改正等に係る原案をとりまとめ農林水産大臣に提出しました。
- ② ホテル、百貨店、レストラン等でメニュー表示と異なる食材が使用されていた不正事案に係る対応として、農林水産省からの依頼に基づき、FAMICが自ら購入したエビ加工品及び牛肉加工品等130件について、DNA分析をはじめとした科学的な分析方法による種・産地等の判別を迅速に実施し、その結果を農林水産省に報告しました。
- ③ 分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく試験所認定を、「GC-MSによる小麦中のトリコテセン系かび毒の定量試験」で取得しました。
- ④ 農林水産省からの依頼に基づき、無登録農薬との疑いのある資材1点について、成分分析を行い、農薬の有効成分であるピレトリン類を含有していることを明らかにし、その結果を農林水産省に報告しました。
- ⑤ 飼料の安全と分析分野におけるOIE（国際獣疫事務局）コラボレーティング・センターの活動として、OIEアジア太平洋地域事務局と協力し、OIE加盟国から推薦のあった3カ国（モンゴル、フィリピン及びネパール）3名の研修生を対象に、飼料中のかび毒分析に関する短期技術研修会を開催しました。

また、平成21年11月17日に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に対応し、引き続きメールマガジンを活用した調達情報の提供を行い、応札業者の拡大に努めました。また、契約監視委員会において、契約状況の点検・見直しについて審議及びフォローアップを行うとともに、平成24年度に引き続き2カ年度連続した一者応札・応募については『独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて』における改善状況のフォローアップについて」（平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、改善に向けた取組内容等を記載した「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を作成し、ホームページで公表するとともに、改善への取組としてアンケートによる事業者への聞き取りを行いました。

平成22年11月26日に総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された主要な事務及び事業の改廃に関する「勧告の方向性」及び平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に対応するため、引き続き「自己収入の拡大」に関する取組として講習事業に係る手数料の有料化及び「相談窓口業務見直し」に関する取組として技術的な情報提供業務の重点化を実施しました。また、「事務所等の見直し」に関する取組として、門司事務所の福岡センターへの移転・統合を平成25年度に完了し、平成26年4月1日から新体制により業務を行っています。

平成25年12月24日に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定され、平成26年4月15日に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」が第186回通常国会に提出され平成26年6月13日に成立しました。

これらの法律は平成27年4月1日の施行が予定されており、FAMICは、国の行政事務と密接に関連した国の相当な関与の下に確実に執行することが求められる事務・事業を、単年度ごとの目標・計画に基づき行うことにより、正確・確実に執行することを目的とする「行政執行法人」とされました。

また、当該閣議決定の「各法人等について講ずべき措置」として、「農薬等の登録検査業務に関しては、生産コスト削減に向けた政策に配慮しつつ、申請方法の見直し等により申請者の負担軽減を図りながら、検査コストに見合った適正な金額に手数料を改めるとともに、手数料の算出根拠の透明化を図る。」こととされました。

これらに的確に対応するため、農林水産省との連携を密にしながら検討を進めています。

FAMICは、「肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の安全確保、食品表示の適正化を図るための農林水産行政施策に技術的側面から貢献する」使命を果たすため、これまで以上に業務運営の効率性と質の向上を図り、国民の皆様の期待に応えるべく、役職員一同その果たすべき役割を十分に認識し、高い使命感と倫理観を持つて的確に業務を推進して参ります。

2 肥料関係業務

(1) 肥料の登録及び仮登録の申請に係る調査

普通肥料を業として生産又は輸入しようとする者は、銘柄ごとに登録（公定規格の定めがない普通肥料については仮登録）を受けなければならないとされています。

農林水産大臣に対して普通肥料の登録、仮登録の申請があった場合、FAMICは、農林水産大臣の指示に基づき、申請書の記載内容及び肥料の見本について次の調査を行っています。

ア 登録の申請に係る調査

(ア) 申請書記載内容の調査

申請書に記載されている肥料の種類（公定規格への適合及び安全の確保）、肥料の名称の妥当性及び保証成分量（主要成分の含有量）等の確認を行っています。

(イ) 肥料見本の分析及び鑑定

主要成分及び有害成分について見本に添付されている分析データの確認を行い、また、必要に応じて見本の成分分析、異物混入の有無・使用原材料等の鑑定により、肥料の効果及び植物に対する有害性（以下「植害」という。）の有無等の確認を行っています。

イ 仮登録に係る調査

(ア) 申請書記載内容の調査

申請書の記載内容について、主成分の含有量及び効果その他の品質に関する事項、肥料の名称の妥当性に関する事項、植害の有無に関する事項等の確認を行っています。

(イ) 肥料見本の分析及び鑑定

主要成分及び有害成分について見本に添付されている分析データや分析方法の妥当性等に関する確認や、また、必要に応じて見本の成分分析、異物混入の有無・使用原材料等の鑑定により、肥料の効果及び植害の有無等の確認を行っています。なお、仮登録された肥料については、農林水産大臣からの指示により、肥効試験等の調査を行っています。

平成25年度は、902件の登録申請、2件の仮登録申請に係る調査を行いました。

表2-1 登録申請件数等

区分 \ 年度	平成25年度
登録申請件数	902
仮登録申請件数	2

(2) 肥料の立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、生産事業場等へ立入検査を行い、関係者への質問、肥料やその原料の収去を行っています。

保証票の不備及び誤記、表示の不適正、帳簿類の不備、包装容器等の不正使用、誇大又は虚偽の宣伝等の違反があった場合、立入検査時における現地指導を行うほか、BSE（牛海綿状脳症）のまん延防止対策に関する違反などについては、改善のための諭示を行い確実な実行を確保する等所要の指導を行っています。

立入検査した際に収去した肥料については、分析・鑑定等を行い、その結果については、立入検査結果と併せて被検査者へ講評（品質管理に関する評価結果及び分析結果の合否等の通知）を行うとともに、農林水産省に検査結果を報告し、農林水産省が検査の概要を公表しています。

また、立入検査及び分析・鑑定等の結果、違反等が認められた場合には、出荷停止、回収、改善措置等必要に応じ農林水産大臣が行政指導を行っています。

ア 立入検査の内容

肥料、その原料又は生産等業務に関する帳簿・書類、その他の必要な物件により、生産工程の確認、保証票検査、包装容器の表示、品質管理の実施の有無に関する検査等を実施しています。

また、重金属含有のおそれが高い汚泥肥料にあつては品質管理を行うことが重要であることから重金属管理手引書が農林水産省から発出されており、その普及に努めています。

さらに、次年度の立入検査実施方針の策定に資するため、事業場の品質管理状況の調査や輸入肥料を主体とした原料肥料の重金属等の有害成分含有量等の調査を行い必要な情報を農林水産省へ提供しています。

イ 収去品の検査

(ア) 分析・鑑定

収去した肥料の保証成分量が確保されているか、有害成分が規制量以下であるか否か等について成分分析を行っています。また、必要に応じ、異物の混入、使用原料、表示物質、化学組成等を確認するために鑑定を行うこととしています。

(イ) 植害試験

収去した肥料のうち、植害の疑いのある肥料については、随時植物に対する害に関する栽培試験（植害試験）を行うこととしています。

平成25年度は、532事業場に立入検査を実施し、405点の肥料又は肥料原料を収去しました。検査の結果、32点が不合格となり、そのうち2点が有害成分の基準値超過でした。

表2-2 立入検査件数・収去・分析等点数

区 分	年 度	平成25年度
立入検査事業場数		532
収去点数		405
	うち不合格点数（不合格率%）	32（7.9）
	うち有害成分の基準値超過	2
輸入肥料の重金属含有量等の分析点数		601

注 不合格点数は「指摘事項あり」として公表されたものの点数である。

(3) 肥料公定規格の設定等に関する調査

FAMICでは、以下のとおり肥料公定規格の設定等のための調査を行っています。

ア 仮登録肥料の公定規格設定に関する調査

仮登録肥料について肥効試験を行い、農林水産大臣に報告しています。

イ 公定規格等の改正に関する申し出の調査

業者等関係者からの要望に対して技術的助言を行い、公定規格等の改正に関する申出書を受理するとともに、その内容を技術的に調査し、改正の対処案等の意見を付して、農林水産省へ報告しています。

平成25年度は、アの仮登録肥料の公定規格設定に関する調査を1件実施しました。イの公定規格等の改正に関する申し出の事案はありませんでした。

表2-3 肥料公定規格の設定等に関する調査件数

区 分 \ 年 度	平成25年度
仮登録肥料の公定規格設定に関する調査件数	1
公定規格等改正申し出処理件数	0

(4) 大臣等確認検査

BSEのまん延防止のため製造・出荷が停止された肥料について、安全性に関する措置が確保されると確認されたものについて、製造・出荷の停止が解除されています。このうち肉骨粉等については、牛のせき柱等が混合しない工程で製造していることの確認（農林水産大臣の確認検査）、肥料原料として使用できる肉骨粉等の製造基準に適合していることの確認（FAMIC理事長の確認検査）により解除を行うこととなっています。

平成25年度は、大臣確認検査5件、理事長確認検査34件を実施しました。

表2-4 大臣等確認検査実績

区 分 \ 年 度	平成25年度
大臣確認検査件数（注1）	5
理事長確認検査件数（注2）	34

注1 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け農林水産省消費・安全局長通知）に基づくもの

注2 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）に基づくもの

(5) 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導

安全な肥料を生産するため汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及するため、農林水産省と連携しつつ、以下について取り組んでいます。

ア 汚泥肥料生産業者に対する普及・指導

イ 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の改良に資する調査

平成25年度は、新たに汚泥肥料の登録申請を行った業者に対して内容の周知を行うとともに、汚泥肥料の生産事業場の立入検査時に、品質管理等の普及・指導を行いました。

表2-5 汚泥肥料の重金属手引書の普及・指導実績

区分	年 度
	平成25年度
新たに汚泥肥料の登録申請を行った業者数	48
汚泥肥料生産事業場立入検査件数	328

(6) 放射性物質の測定対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、周辺広域地域において放射性物質による汚染が生じました。このことから、農林水産省の依頼を受け、牛ふん堆肥等163件の放射性物質測定を行いました。

表2-6 肥料等の放射性物質測定実績

区 分	測定試料数
たい肥（牛ふん堆肥等）	43
汚泥肥料	70
腐葉土等	50
合 計	163

3 農薬関係業務

(1) 農薬の登録検査

農林水産大臣の指示に基づき、申請者から提出された申請書や各種試験成績について、薬効・薬害のほか、厚生労働省が食品安全委員会の毒性評価結果に基づいて定める残留農薬基準及び環境省が定める登録保留基準に抵触しないかなど、人畜や環境への安全性の面から、適用範囲、使用方法及び使用上の注意等を審査するとともに、見本品の品質の検査を行い、検査結果を農林水産大臣に報告しています。

ア 平成25年度の検査状況

平成25年度に検査を終了したものは表3-1のとおりでした。

この他、1,188件の農薬について再登録に係る検査を行いました。

表3-1 農薬登録検査報告件数

分類	指示件数(注1) (当年度+継続分)	検査報告件数
基準必要(注2)	657	195
上記以外	1,675	1,101

注1 指示件数：前年度から検査を継続し、平成25年4月1日時点での検査未了農薬を含む。

注2 基準必要：農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬。

イ 農薬の審査報告書の公表

新しい有効成分の農薬の登録にあたって、人の健康や環境への影響の有無を判断した科学的根拠等を、消費者、農薬の使用者、農薬使用の指導者等へ示すとともに審査の透明性を確保するため、フルチアニル、スピロテトラマト、アバメクチン、テブフロキン及びフェンピラザミンについて農林水産省と共同で審査報告書を作成し、農林水産省のホームページで公表しました。

ウ 登録検査に係る検討会の開催状況

登録検査における微生物農薬の評価及び農薬の使用時に係る安全性の評価をより適切に進めるため、学識経験者から技術的助言を得る場として、「微生物農薬検討会」及び「農薬使用時安全性検討会」を設置しています。平成25年度においては、微生物農薬検討会を2回、農薬使用時安全性検討会を3回開催しました。

(2) 農薬G L P制度に基づく査察

平成25年度の査察状況

我が国では、農薬の登録申請時に提出される試験成績のうち、毒性及び残留性に関わる試験成績に関する信頼性を一層確実にするために、昭和59年からG L P (Good Laboratory Practice) に係る制度が設けられています。G L P制度とは、試験成績の信頼性を確保することを目的とした試験施設に対する監査制度で、G L P基準に従った管理、運営状況及び試験成績の作成状況について査察を行っています。査察の対象とする試験範囲は、以下の62項目となっています。

- ・ 毒性試験（急性毒性、慢性毒性、発がん性など）【毒性】 32項目
- ・ 物理的化学的性状試験（蒸気圧、溶解度、土壌吸着など）【物化性】 15項目
- ・ 水産動植物への影響試験（魚類、ミジンコ類、藻類）【水生】 10項目
- ・ 生体内等代謝（動態）試験（動物、植物、土壌、水）【代謝（動態）】 4項目
- ・ 農作物への残留性試験（乳汁への移行試験を除く）【作残】 1項目

平成25年度における試験施設への査察は、農林水産省からの要請に基づき、農林水産省に申請のあった20試験施設について、再査察1回を含む延べ21回実施しました。

表3-2 G L P試験施設査察実施状況

査察実施試験施設数					
総施設数	適用対象試験分野内訳				
	毒性	物化性	水生	代謝(動態)	作残
20	5	7	4	2	9

(3) 農薬の立入検査

農林水産大臣の指示により、農薬製造者、販売者、その他農薬使用者に立入り、農薬のラベルや農薬の製造に関する帳簿等の検査を行うとともに、集取した農薬について品質、表示等の検査を行い、農薬の品質の適正化及びその安全性確保、無登録農薬や品質不良農薬の流通の防止を図っています。

平成25年度においては、農林水産大臣指示のあった新規化合物農薬を製造している製造場及び近年検査を実施していない製造場を対象に28都道府県下の74製造場について立入検査を実施し、農薬の製造及び品質管理状況、法令事項の遵守項目等の検査を行うとともに、24点の農薬を集取し、品質、容器又は包装及びその表示事項等について検査を行いました。なお、この24点のうち年度内に農林水産大臣に報告した点数は14点、26年度に報告した点数は10点です。

表3-3 製造場に対する立入検査状況（平成25年4月～平成26年3月）

立入検査実施都道府県数	立入検査件数	集取農薬数
28	74	24

また、上記とは別に、農林水産省から無登録農薬の疑いのある資材1製品の分析依頼があり、分析を行った結果、農薬の有効成分が検出されました。

このため、当該資材を製造・販売している事業者に対して、農林水産省が立入検査を実施し、事実確認を行いました。

立入検査の結果、農薬取締法第2条第1項に違反する無登録農薬に該当することが判明したため、農林水産省の指導に基づき、同事業者は、当該製品の製造・販売を中止し、把握している当該製品の販売先に対し、当該製品を廃棄するよう依頼しました。

(4) 農薬の適正使用に係る農産物の残留状況分析

農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農林水産省の実施計画に基づき農産物中の残留農薬の分析を行っています。

平成25年度においては、野菜・果実878件及び米穀50件についての分析を行い、分析結果は農林水産省に迅速に報告しました。

表3-4 農産物の残留農薬分析件数

品目	分析件数
野菜・果実	878
米穀	50

(参考) 平成25農薬年度における農薬登録の概要取りまとめ

1 農薬登録の概要

平成25農薬年度(平成24年10月1日～平成25年9月30日)に登録された農薬は、新規登録230件、再登録1,348件、現に登録を受けている農薬についての事項変更登録(適用拡大等)1,101件でした。前農薬年度に比べると、事項変更登録は減少しましたが、新規登録及び再登録は増加となりました。

新規登録された有効成分は16(殺虫剤4、殺菌剤8、除草剤4)であり、これらの新規有効成分を含む農薬は48種類(殺虫剤4、殺菌剤11、殺虫殺菌剤5、除草剤28)、68銘柄が登録されました。既登録有効成分の農薬は129種類(殺虫剤28、殺菌剤19、殺虫殺菌剤16、除草剤64、農薬肥料1、その他1)、162銘柄が新たに登録されました。

新規登録された農薬の銘柄ごとの用途別件数は、殺虫剤35件(15.2%)、殺菌剤38件(16.5%)、殺虫殺菌剤28件(12.2%)、除草剤127件(55.2%)、農薬肥料1件(0.4%)、その他1件(0.4%)でした。(表3-5及び表3-6参照)

表3-5 農薬年度別登録件数

種類 \ 農薬年度	21	22	23	24	25
新規登録	217 (100.0)	315 (100.0)	182 (100.0)	156 (100.0)	230 (100.0)
殺虫剤	47 (21.7)	67 (21.3)	26 (14.3)	27 (17.3)	35 (15.2)
殺菌剤	36 (16.6)	51 (16.2)	20 (11.0)	28 (17.9)	38 (16.5)
殺虫殺菌剤	26 (12.0)	42 (13.3)	33 (18.1)	23 (14.7)	28 (12.2)
除草剤	93 (42.8)	135 (42.9)	83 (45.6)	55 (35.3)	127 (55.2)
農薬肥料	4 (1.8)	8 (2.5)	9 (4.9)	9 (5.8)	1 (0.4)
殺そ剤	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
植物成長調整剤	6 (2.8)	1 (0.3)	5 (2.7)	7 (4.5)	0 (0.0)
その他	5 (2.3)	10 (3.2)	6 (3.3)	7 (4.5)	1 (0.4)
再登録	1,285	1,283	1,223	1,248	1,348
登録事項変更登録	1,307	1,295	1,426	1,203	1,101

注 平成25年9月末日現在 有効登録件数4,342件

- ・平成23、24、25農薬年度の3ヶ年合計が上記有効登録件数と異なるのは、3ヶ年の登録有効期間中に製造廃止された農薬があることによる。
- ・()内は、新規登録されたそれぞれの製剤の割合(%)を示す(小数第二位を四捨五入)。

表3-6 新規登録農薬の内訳

含有する有効成分数別登録件数

(銘柄数)

区分	殺虫剤	殺菌剤	殺虫殺菌剤	除草剤	農薬肥料	植物成長調整剤	その他	計
単剤	29	30	0	25	0	0	0	84
2種混合剤	6	8	17	37	1	0	1	70
3種混合剤	0	0	9	57	0	0	0	66
4種混合剤	0	0	2	8	0	0	0	10
5種混合剤	0	0	0	0	0	0	0	0
計	35	38	28	127	1	0	1	230

2 新規有効成分の登録

平成25農薬年度には16種類の新規有効成分が登録されました。これらの新規有効成分の種類及び化学名等は表3-7のとおりです。

表3-7 平成25農薬年度に登録された新規有効成分

区分	種類名	農薬名	新規有効成分の化学名	会社名	登録年月日	剤型(有効成分)	適用内容
殺虫剤	スピロテトラマト	モベントフロアブル	シス-4-(エトキシカルボニルオキシ)-8-メトキシ-3-(2,5-キシリル)-1-アサスピロ[4.5]テカ-3-エン-2-オン	ハリエルクロップサイエンス	H24.12.28	水和剤(22.4%)	きゅうり(ハタニ類)、他
	アハメクチン(アハメクチンB1a及びアハメクチンB1b)	エイビット	アハメクチンB1a: (10E, 14E, 16E, 22Z)-(1R, 4S, 5'S, 6S, 6'R, 8R, 12S, 13S, 20R, 21R, 24S)-6'-[(S)-sec-ブチル]-21, 24-ジヒドロキシ-5', 11, 13, 22-テトラメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.14, 8.020, 24]ヘンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2'-(5', 6'-ジヒドロ-2'H-ピラン)-12-イル=2, 6-ジテオキシ-4-0-(2, 6-ジテオキシ-3-0-メチル-α-L-arabino-ヘキソピラノシル)-3-0-メチル-α-L-arabino-ヘキソピラノシト アハメクチンB1b: (10E, 14E, 16E, 22Z)-(1R, 4S, 5'S, 6S, 6'R, 8R, 12S, 13S, 20R, 21R, 24S)-21, 24-ジヒドロキシ-6'-イソプロピル-5', 11, 13, 22-テトラメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.14, 8.020, 24]ヘンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2'-(5', 6'-ジヒドロ-2'H-ピラン)-12-イル=2, 6-ジテオキシ-4-0-(2, 6-ジテオキシ-3-0-メチル-α-L-arabino-ヘキソピラノシル)-3-0-メチル-α-L-arabino-ヘキソピラノシト	シンジエンタ	H25.2.6	乳剤(1.8%)	花き類・観葉植物(ミカンキイロアザミウマ)

区分	種類名	農薬名	新規有効成分の化学名	会社名	登録年月日	剤型(有効成分)	適用内容
殺虫剤	キイカブ ^レ リダ ^ニ	キイトツ ^フ	キイカブ ^レ リダ ^ニ	アク ^レ リ総研	H25. 9. 25	剤(1000頭/250mL)	なす(施設栽培)(アザミウマ類)
殺菌剤	トウカ ^ラ シマイルト ^モ ットルウイルス弱毒株	ク ^レ リーンハ ^ハ ーPM	トウカ ^ラ シマイルト ^モ ットルウイルス弱毒株AVP08	微生物化学	H24. 10. 24	水溶剤(凍結乾燥前ハ ^ル ク容量で希釈した希釈液0.3mL中ウイルス含有量10 ³ .8ID50以上)	ヒ ^ロ ーマン(トウカ ^ラ シマイルト ^モ ットルウイルスによるモサ ^イ ク病)、他
	フルチア ^ニ ル	カ ^ッ テン乳剤	(Z)-2-[2-フルオロ-5-(トリフルオロメチル)フェニルチオ]-2-[3-(2-メトキシフェニル)-1,3-チアゾ ^リ ジ ^ン -2-イル]アセトニトリル	OATアク ^レ リオ	H25. 2. 1	乳剤(5%)	きゅうり(うどんこ病)、他
	テ ^フ フロキン	トライ2粉剤DL	6-tert-フ ^チ ル-8-フルオロ-2,3-ジ ^メ チル-4-キノリル=アセター	Meiji Seikaファルマ	H25. 3. 12	粉剤(2%)	稲(いもち病、他)
	シュート ^モ ナス ロテ ^シ ア	マスタヒ ^ー ス水和剤	シュート ^モ ナス ロテ ^シ ア HAI-0804株	日本曹達	H25. 4. 24	水和剤(5×10 ⁹ CFU/g)	ばれいしょ(軟腐病)、他
	フルキサ ^ビ ロキサト ^レ	セルカテ ^ィ スフロア ^ブ ル	3-(ジ ^フ ルオロメチル)-1-メチル-N-(3',4',5'-トリフルオロヒ ^フ フェニル-2-イル)ヒ ^ラ ゾ ^{ール} -4-カルボ ^キ キサミト ^レ	BASFシ ^ャ ハ ^ン	H25. 6. 13	水和剤(26.5%)	西洋芝(ヘントグラス)(フェアリーリンク ^グ 病、他)、他
	フェンヒ ^ラ サ ^ミ ン	ヒ ^ク シオDF	S-ア ^リ ル=5-ア ^ミ ノ-2,3-ジ ^ヒ ト ^ロ -2-イソ ^フ ロ ^ヒ ル-3-オキソ-4-(o-トリル)ヒ ^ラ ゾ ^{ール} -1-カルボ ^キ チオア ^ー ト	住友化学	H25. 7. 2	水和剤(50%)	かんきつ(灰色かび病)、他
	フルオ ^ビ ラム	オルフィンフロア ^ブ ル	N-{2-[3-クロロ-5-(トリフルオロメチル)-2-ヒ ^リ ジ ^ル]エチル}- α , α , α -トリフルオロ-o-トルア ^ミ ト ^レ	ハ ^ィ エルクロツ ^フ サイエンス	H25. 7. 2	水和剤(41.7%)	なし(黒星病、他)、他
	エタ ^ホ キサ ^ム	エトフィンフロア ^ブ ル	(RS)-N-(α -シア ^ノ -2-テニル)-4-エチル-2-(エチルア ^ミ ノ)-1,3-チアゾ ^{ール} -5-カルボ ^キ キサミト ^レ	住友化学	H25. 8. 6	水和剤(12.5%)	ばれいしょ(疫病)、他
除草剤	メタゾ ^ス ルフロン	ツインスター1キ ^ロ 粒剤	1-(α , α -ジ ^メ チルヘ ^ン ジ ^ル)-3-(ハ ^ラ トリル)尿素	日産化学	H25. 2. 1	粒剤(10%)	移植水稻(水田一年生雑草、他)
	ト ^ラ メゾ ^ン	アルファート ^レ 液剤	[3-(4,5-ジ ^ヒ ト ^ロ -1,2-オキサ ^ゾ ール-3-イル)-4-メシル-o-トリル](5-ヒ ^ト ロ ^キ シ-1-メチルヒ ^ラ ゾ ^{ール} -4-イル)メタ ^ノ ン	日本曹達	H25. 6. 13	液剤(3.6%)	飼料用とうもろこし(一年生雑草)

区分	種類名	農薬名	新規有効成分 の化学名	会社名	登録 年月日	剤型 (有効成分)	適用内容
除草剤	ヘキサジノン	レールシャープ	3-シクロヘキシル-6-ジメチルアミノ-1-メチル-1,3,5-トリアジン-2,4(1H,3H)-ジオン	保土谷化学	H25.6.13	粒剤(1.5%)	樹木等(一年生雑草、多年生雑草)
	イソフェンカルハゾン	ファイター1キロ粒剤	1-(2,4-ジクロロフェニル)-2',4'-ジフルオロ-1,5-ジヒドロ-N-イソプロピル-5-オキソ-4H-1,2,4-トリアゾール-4-カルボキサリト	北興化学	H25.8.6	粒剤(2.5%)	移植水稲(水田一年生雑草、他)

4 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料安全法に基づく立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、製造事業場等への立入検査を行い、飼料等の収去を行っています。

立入検査した際に収去した飼料及び飼料添加物については分析・鑑定を行い、その結果を農林水産大臣に報告しています。分析・鑑定結果の概要は、農林水産大臣が公表しています。

また、立入検査及び分析・鑑定の結果、違反等が認められた場合には、農林水産省からの指示に基づき出荷停止、回収、改善措置等の技術的助言を行っています。

ア 立入検査の内容

製造現場において飼料及び飼料添加物、業務に関する帳簿・書類、その他の物件により、製造工程の確認、表示票検査、入荷経緯等に関する検査を実施しています。

イ 収去品の分析・鑑定

収去した飼料等について、有害物質が指導基準以下であるか否か、飼料添加物が適正に添加されているか等について分析を行っています。また、肉骨粉の混入の有無等を確認するために鑑定を行っています。

平成25年度は、555事業場に立入検査を実施し、819点の飼料等の分析を実施しました。

表4-1 立入検査及び収去品の検査成績

区 分	年 度	平成25年度
検査箇所数		555
収去件数		819
	うち不合格件数(不合格率%)	2(0.2)
分析成分点数		5,953

注 分析成分点数は安全性試験に係るもの。

(2) ペットフード安全法に基づく立入検査

ペットフード安全法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に基づき、製造事業場等へ立入検査を行い、愛玩動物用飼料等の集取を行っています。

立入検査した際に集取した愛玩動物用飼料及びその原料については分析を行い、その結果を農林水産大臣に報告しています。分析結果の概要は、農林水産大臣が公表しています。

また、立入検査及び分析の結果、違反等が認められた場合には、農林水産省からの指示に基づき出荷停止、回収、改善措置等の技術的助言を行っています。

ア 立入検査の内容

製造現場において愛玩動物用飼料及びその原料、業務に関する帳簿・書類、その他の物件により、製造工程の確認、表示票検査、入荷経緯等に関する検査を実施しています。

イ 集取品の分析

集取した愛玩動物用飼料（農林水産省が集取したものを含む。）について、規格に適合しているか等について分析を行っています。

平成25年度は、63事業場に対して立入検査を実施し、105点の愛玩動物用飼料の分析を実施しました。

表4-2 立入検査及び集取品の検査成績

区 分	年 度	平成25年度
検査箇所数		63
集取件数		105
うち不合格件数		0
分析成分点数		183

注 分析成分点数は安全性試験に係るもの。

(3) 特定添加物の検定に関する業務

飼料安全法において、特定添加物〔飼料添加物に指定されている抗生物質製剤〕については検定を受け、これに合格したことを示す合格証紙が付されているもの、または登録特定飼料等製造業者が製造したものであることを示す表示を付したものでなければ販売してはならないとされています。

ア 特定添加物の検定及び表示に関する業務

特定添加物の製造業者及び輸入業者からの申請に基づき、特定添加物の製造又は輸入ロット毎に試験品の採取、試験及び合格証紙の貼付等の検定業務を行っています。

平成25年度は、特定添加物の検定を197件実施しました。

表4-3 特定添加物の検定実績

区 分	年 度	平成25年度
	特定添加物の検定件数	
	うち不合格件数	0

イ 特定飼料等製造業者に対する調査

特定飼料等（インド産落花生の油かす及び特定添加物）の製造業者の事業場において、特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法、検査のための組織等が農林水産省令で定める基準等に適合していることを確認するための調査を実施しています。

平成25年度は、特定添加物製造業者の調査を1件実施しました。

(4) 登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導

登録検定機関（公定規格の登録検定機関）に対して分析技術の維持・向上を図るための共通試料を用いた試験を実施するとともに、検定実績のある登録検定機関に対する調査を行い、それら登録検定機関の技術水準の確認及び必要な技術指導を行っています。

平成25年度は、登録検定機関の技術水準の確認試験を6機関7事業所に対して実施し、試験の結果、技術的指導を2件実施しました。

また、検定実績のある登録検定機関1機関1事業所に対する調査を実施しました。

表4-4 登録検定機関に対する確認試験数

区分 \ 年度	平成25年度
登録検定機関確認試験数 (うち指導件数)	7 (2)
登録検定機関調査件数	1

(5) 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査等

ア 農林水産省で行われる飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格、検討資料等の妥当性の調査を要請に応じて行っています。

平成25年度は、25-ヒドロキシコレカルシフェロールの成分規格の設定について、試験法の検証等を開始しました。

イ 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準」（昭和63年7月29日付け63畜A第3039号農林水産省畜産局長・水産庁長官通知）の適用対象試験に対する飼料添加物GLP査察を実施しています。

平成25年度は、OECD GLP作業部会第27回会合に出席しました。

(6) 抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査

「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤を製造する事業場について、ガイドラインへの適合状況の確認検査を行っています。

平成25年度は、配合飼料等製造事業場80ヵ所に対して抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査を実施しました。

表4-5 抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査件数

区分 \ 年度	平成25年度
配合飼料事業場	71
飼料添加物事業場	9

(7) 大臣等確認検査

BSE発生防止等のため、①チキンミール、フェザーミール、豚血粉、魚粉、豚肉骨粉、原料混合肉骨粉等の製造事業場において、これら以外のたん白質が混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査、②ゼラチン、コラーゲンの製造事業場において、農林水産省が規定する条件で製造されたことについての確認検査、③動物性油脂の製造事業場において、牛のせき柱が混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査、④輸入魚粉等の輸入先の製造事業場において、他のたん白質が混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査及び⑤肉骨粉等を原料とするペットフードの製造事業場において、農林水産省が規定する条件で製造されたことについての確認検査を行っています。

平成25年度は、①～④の農林水産大臣の確認検査239件、⑤のFAMIC(センター)の確認検査23件を実施しました。

表4-6 大臣等確認検査数

区分 \ 年度	平成25年度
大臣確認検査(注1)	239
センター確認検査(注2)	23

注1 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け農林水産省消費・安全局長通知)に基づくもの

注2 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知)に基づくもの

(8) モニタリング検査等

ア モニタリング検査

飼料又は飼料添加物中の抗菌性飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査等を実施しています。

平成25年度は、2,292件のモニタリング検査を実施しました。

表4-7 モニタリング検査件数

区 分	年 度	平成25年度
飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査		233
飼料中の農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査		1,260
飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査		330
飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定		469
計		2,292

イ OECDによるGLP査察当局に対する総合評価

平成24年度に行われた、FAMICが実施している飼料添加物GLPに対する評価について、平成25年4月に開催された第27回OECD GLP作業部会会合において評価チームにより報告され、飼料添加物GLPは、OECD理事会決定及び関連するガイダンスに基づき実施している旨の評価を受けました。

(9) 放射性物質の測定対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、周辺広域地域において放射性物質による汚染が生じました。このことから、農林水産省の依頼を受け、飼料原料等549件中の放射性物質測定を行いました。

表4-8 飼料等の放射性物質測定実績

区 分	測定試料数
牧草	4
飼料原料	545
計	549

5 土壌改良資材関係業務

(1) 土壌改良資材の立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、製造事業場等へ立入検査を行い、土壌改良資材の品質表示についての指導及び集取を行っています。

集取品については本部において試験を実施し、品質表示内容の適合性を判定して、その結果について立入検査結果と併せて被検査者へ文書で講評を行っています。講評の際、必要に応じて改善について指導を行い、表示の適正化を図っています。

ア 立入検査の内容

土壌改良資材、その原料、業務に関する帳簿書類等により、製造工程の確認、正味量検査、品質表示に関する検査等を実施しています。

イ 集取品の検査・講評

立入検査をした際に集取した土壌改良資材が品質基準に適合しているか、また、有機物の含有量等が表示された値どおりであるか否か等について試験を実施しています。

平成25年度は、30事業場に立入検査を実施し、品質表示に係る不適合が1件ありました。また、22点を集取し、試験の結果、9点が不合格でした。

表5 立入検査の実績

区 分	年 度	平成25年度
立 入 検 査 事 業 場 数		30
集 取 点 数		22
	うち不合格点数 (不合格率%)	9 (40.9)

注 不合格点数は試験の結果、不適合として農林水産省に報告したものの点数である。

6 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務

(1) 食品表示の監視

原産地や品種、加工食品の原材料等が正しく表示されているか等について、各種の成分分析、DNA分析、元素分析、安定同位体比分析等による食品表示の真正性を確認するための科学に基づく検査（以下「科学的検査」という。）を、毎事業年度6,000件以上実施しています。

また、遺伝子組換えの表示対象食品にあっては、検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるものについては、分別生産流通管理（IPハンドリング）が適正に行われているかどうか製造業者等への調査（以下「IP調査」という。）を行っています。

さらに、事業者間取引における食品表示の監視については、農林水産省が行う調査と連携して、検査を実施しています。

平成25年度は、食品表示の科学的検査を、合計6,145件実施しました。（表6-1）

検査の結果、疑義が認められたもの（生鮮食品58件、加工食品38件）について、農林水産省に報告しました。

表6-1 食品表示の科学的検査の件数

区 分	検査件数	農林水産省報告 件数
生鮮食品	1,263	58
加工食品	4,882	38
計	6,145	96

主な検査結果は、以下のとおりです。

ア 食品の産地表示に関する検査

産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うFAMICの各地域センター、実施時期等を調整して1,692件実施しました。（表6-2）

検査の結果、疑義が認められたもの等（生鮮食品55件、加工食品10件）について農林水産省に報告しました。

イ 遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査

製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して377件実施しました。（表6-3）

検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるものは58件（生鮮食品6件、加工食品52件）あり、IP調査を行いました。IP調査の結果、不適切な管理が認められた案件はありませんでした。

ウ 事業者間取引における検査

農政局地域センター等との連携調査において生鮮食品170件及び加工食品46件を入手し、検査を実施しました。

また、疑義が認められたため行った立入検査等において13件（生鮮食品9件、加工食品4件）を入手し、検査を実施しました。

エ 食品表示110番への対応

食品表示110番等を通じて寄せられた疑義情報71件について、農林水産省関係部局等に報告しました。

オ 外食メニュー等の不適正表示事案への対応

農林水産省からの依頼に基づき、FAMICが自ら購入したエビ加工品及び牛肉加工品等130件について、DNA分析をはじめとした科学的な分析方法による種・産地等の判別を迅速に実施し、その結果を農林水産省に報告しました。

表6-2 食品の原産地表示（原料原産地表示含む）に関する検査件数（表6-1の内数）

品 目		検査件数
生鮮食品	黒大豆	50
	ネギ	115
	タマネギ	110
	カボチャ	100
	さといも	105
	マグロ	150
	アサリ	100
	シジミ	100
	マツタケ	13
加工食品	乾しいたけ	102
	梅漬物	20
	干のり	100
	アジ・サバ加工品	151
	うなぎ加工品	200
	マダコ	100
	塩蔵わかめ	62
	コンブ	45
	うどん	2
	いりさや落花生	40
	ジャム類	15
	牛肉加工品	12
	計	1,692

表6-3 遺伝子組換え食品の検査結果（表6-1の内数）

区 分	確認検査件数	検 出 件 数
生鮮食品	66	6
加工食品	311	52
計	377	58

(2) 登録認定機関、認定事業者等に対する調査等

JAS規格制度は、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格（JAS規格）に適合している製品にJASマークを表示することを認める制度です。

JAS規格の定められた農林物資が、その該当するJAS規格に適合していると判定することを「格付」といい、農林物資の製造、加工、輸入又は販売を業とする者、農林物資の生産行程、流通行程を管理又は把握する者（以下「事業者」という。）が格付を行ってJASマークを表示する仕組みは以下のとおりです。

- ① 農林物資にJASマークを表示しようとする事業者は、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに登録認定機関に認定を申請します。
- ② 申請を受けた登録認定機関は、申請者の管理体制等が認定の技術的基準に適合するかどうかについて調査し、認定を行います。
- ③ 認定を受けた事業者は、その認定に係る農林物資についてJAS規格に適合するかどうかの検査を行い、適合する場合にはJASマークを表示することができます。

ア 登録申請等に係る調査

農林水産省の指示により、登録認定機関として新規の登録又は登録の更新を申請する機関並びに登録内容の変更の届出を行う機関に対し、技術上の調査を実施しています。技術上の調査は、JAS法に規定されている登録の基準に合致しているかについて、国際基準（ISO/IEC 17011（適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項））に準拠した手続きにより書類審査及び実地の調査を行うもので、その結果を農林水産省に報告しています。

また、外国にある事業所で外国の事業者を認定する機関（登録外国認定機関）に対しても、同様に調査を実施しています。（以下登録認定機関及び登録外国認定機関を「登録認定機関等」という。）

平成25年度は、新規の登録申請1件、更新申請36件、登録内容の変更の届出339件に対応し、計376件（うち登録外国認定機関63件）の技術上の調査を実施しました。

表6-4 技術上の調査件数

区 分	新規申請	更新申請	変更届出	計
登録認定機関	1	34	278	313
登録外国認定機関	0	2	61	63
計	1	36	339	376

イ 定期的調査・是正要求

登録認定機関等の認定業務が適正に行われているかを確認するため、以下により毎年1回の定期的調査を行っています。また、調査の結果、認められた問題点については、現地で指摘を行うとともに、不適合が認められた機関に対しては文書により是正を求め、是正処置内容を確認しています。

- 事業所調査 : 登録認定機関等の事業所での書類調査及び聞き取り調査
- 認定業務の立会調査 : 登録認定機関等が行う事業者の認定調査や認定後に行う確認調査の現場に立会って行う調査
- JAS格付品検査 : 市販のJASマーク表示製品を科学的な方法で分析・測定し、品質、性能等がJAS規格に適合しているかを確認するための検査

平成25年度は、登録認定機関等の定期的調査を、立会調査及び格付品検査の結果も踏まえ、116機関（134事業所）に対して実施し、調査の結果、認められた問題点については、現地で指摘を行うとともに、不適合が認められた50機関に対しては文書による是正要求を行いました。（表6-5）

表6-5 登録認定機関等の定期的調査件数

区 分	調査実施機関数 【事業所調査数】	立会調査件数	JAS格付品検査件数
飲食料品	15 【 21】	86	191
林産物	12 【 19】	48	111
畳表及び生糸	3 【 3】	5	5
地鶏肉、有機農産物等	72 【 77】	234	467
生産情報公表牛肉等	14 【 14】	7	3
計	116 【134】	380	777

注 【 】内は、調査を実施した事業所数である。

ウ NOP基準に基づく認証機関に係る調査

農林水産省と米国農務省との間で、「米国農務省全米有機プログラム」(NOP)による有機食品の検査認証制度を我が国で運用することが合意されています。

FAMICでは、NOP認証機関になろうとする機関がNOP基準に適合しているかの審査や、NOP認証機関の定期的な監査、指導監督を行っています。

平成25年度は、変更の届出のあった7件について調査結果を農林水産省及び申請者へ報告しました。また、NOP認証機関の定期的監査として2機関（2事業所）に対し、認証製品検査1件、立会調査2件及び事業所調査2件を行いました。

(3) 農林物資等の立入検査等

(1)の食品表示の科学的検査及び(2)のイの定期的調査・是正要求における調査の結果並びに食品表示110番等に寄せられた食品表示等の疑義情報に基づく事実関係の確認を行った結果、表示の偽装又は不正なJASマーク表示の疑いが生じた場合には、農林水産大臣の指示に基づき、製造業者、販売業者、輸入業者等の事業者、登録認定機関及び認定事業者に対し立入検査、又は農林水産省の要請に基づく任意調査（以下「立入検査等」という。）を実施しています。

また、地方農政局等の協力要請を受けて当該機関が行う立入検査等への同行（協力調査）、農林水産省が改善指示又は指導を行った事業者等に対する改善状況の確認調査（確認調査）も実施しています。

平成25年度は、立入検査を20件、任意調査を1件、協力調査を3件及び確認調査を3件実施しました。（表6-6）

このほか、事業者間取引における食品表示の監視について、農政局地域センター等と連携して任意調査を133件（159事業所）実施しました。

表6-6 立入検査等実施件数

区 分	立入検査等合計		食品表示関係		JASマーク関係	
	件数	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数
立入検査	20	26	17	23	3	3
任意調査	1	3	1	3	0	0
協力調査	3	4	3	4	0	0
確認調査	3	3	3	3	0	0
計	27	36	24	33	3	3

(4) J A S規格の見直し等

農林水産大臣は、J A S規格を制定しようとする場合及び既存のJ A S規格の内容が適正であるかどうかを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しくは廃止しようとする場合はあらかじめ農林物資規格調査会の議決を経る必要があります。

J A S規格の制定並びに確認、改正及び廃止については、その手続きの透明性を確保するために、農林水産大臣は、毎年度「日本農林規格の制定等に関する計画」を作成し、これに基づき、規格調査を調査実施法人に指示するとともに、J A S規格の原案の作成を原案作成機関に指示します。

F A M I Cは、「日本農林規格の制定等に関する計画」に従って、農林水産大臣から指示を受け、規格調査を実施しその報告書を農林水産大臣に提出するとともに、原案作成委員会の事務局として、原案作成委員会を設置し、作成した原案を農林水産大臣に提出しました。

ア J A S規格の見直し等に係る規格調査

規格調査の内容は次のとおりです。

- 対象品目の製造者、消費者、実需者、流通業者等J A S規格を利用する者に対するアンケート調査及びヒアリング調査（生産・利用実態調査）
- 対象品目の製品の品質及び表示に関する調査（品質実態調査）
- 対象品目と国際規格との整合性の調査（国際規格整合性調査）

平成25年度は、農林水産大臣の指示を受け「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づき、調査実施法人として、指示を受けた5品目（9規格）について実施し、調査結果を取りまとめ農林水産大臣に報告しました。（表6-7）

表6-7 J A S規格の見直し等に係る規格調査の対象品目数等

区 分		J A S規格 品目数（規格数）		
			飲食料品	林産物
	生産・利用実態調査	5品目(9規格)	2(2)	3(7)
	品質実態調査 【市販品検査件数】	1品目(1規格) 【7件】	1(1) 【7】	0(0) 【0】
	国際規格整合性調査	5品目(9規格)	2(2)	3(7)

イ J A S規格等検査・分析手法の妥当性確認

J A S規格の見直しに当たっては、アの規格調査のほか、見直し対象規格の規格基準事項に係る測定方法の改良及び分析値の信頼性を確保するため、分析手法の妥当性確認に係る調査分析を実施しています。この調査分析は、C o d e x、A O A C、I S O等国际的に認知されている分析手法についての文献調査及び関係検査機関等で利用されている新たな分析手法についてのヒアリング調査を行うとともに、妥当性確認試験及び従来の分析手法と新たな分析手法の同等性確認試験を行っています。

また、学識経験者、規格品目に係る検査・分析の専門家等で構成する検討委員会を開催し、分析手法の妥当性確認試験の設計及び試験結果について検討・評価を行っています。

平成25年度は、調査分析及び検討委員会を表6-8のとおり実施しました。

表6-8 調査分析及び検討委員会実施状況

区分		品目数・分析項目数・実施回数
分析手法の調査	文献調査	1品目 3項目
	ヒアリング調査	5品目 2回
測定方法の確認試験	妥当性確認試験	5品目 6項目
	分析手法の同等性確認試験	1品目 1項目
検討委員会	妥当性確認調査検討・評価委員会	3回

ウ J A S規格見直し等に係る原案作成

農林水産大臣から指示を受け、F A M I Cを事務局として組織する原案作成機関において27品目(81規格)について日本農林規格の制定・確認・改正又は廃止の原案の検討・作成を行い、原案を取りまとめ農林水産大臣に報告しました。特に、国産材利用拡大を図る上で重要な課題であった直交集成板については、規格制定に向け集中的に取り組みました。

7 リスク管理に資するための有害物質の分析業務

食品の安全を脅かす問題や事故を防ぐためには、問題が起きる可能性や問題の程度（リスク）を小さくすることが重要であり、そのためには、あらかじめどこにどのようなリスクがあるかを知ることが不可欠です。このため、農林水産省では農林水産物や食品などが有害化学物質によってどれだけ汚染されているかを調査（サーベイランス・モニタリング）しています。

サーベイランス・モニタリングを行うことで、汚染物質の濃度や範囲が明らかになるとともに、食品消費データと組み合わせると人が実際にどれだけ食品から有害化学物質を摂取しているのかを推定することも可能となります。

FAMICでは、国が行う食品等のリスク管理に必要な不可欠な農産物や飼料中のかび毒などの微量有害物質のモニタリングのための分析検査を行い、その結果を農林水産省に報告しています。

平成25年度は、農産物1,266点、飼料1,608点、合計2,874点について実態調査を実施し、その結果を農林水産省に報告しました。

表7 リスク管理に資するための有害物質の実態調査点数

分析対象	分析項目	点数
農産物	食用麦かび毒（デオキシニバレノール（DON）・3-アセチルDON・15-アセチルDON、ニバレノール（NIV）・4-アセチルNIV、T-2トキシン・HT-2トキシン、ゼアラレノン）	880
	食用小麦かび毒（DON・3-アセチルDON・15-アセチルDON、NIV・4-アセチルNIV）	386
	計	1,266
飼料	かび毒（フモニシン、ゼアラレノン及びDON）	1,019
	有害金属（カドミウム、総水銀及び鉛）	564
	ダイオキシン類	25
	計	1,608
合計		2,874

さらに、信頼性の高い分析マネジメントシステムを構築するため、農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質について、農林水産省の指示の下、国際的に妥当性が確認されている分析法の調査・検証を行い、標準となる手順を作成しています。

平成25年度は、農林水産省がサーベイランス・モニタリング計画において調査対象とした危害要因及び食品群について分析能力を確立するため、対象危害要因・食品の選定、分析法の情報収集、分析法に求める性能要件の検討、分析法の標準手順書原案の作成、試行、予備的妥当性確認を進め、以下の標準手順書案を作成しました。

- ・玄米中の総ヒ素、カドミウム、総水銀及び鉛
- ・玄米中のフザリウム属菌が産生するかび毒
- ・とうもろこし加工品中のゼアラレノン
- ・玄米、落花生中のアフラトキシン類
- ・ポテトスナック、ビスケット中のアクリルアミド

また、分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく試験所認定の取得について、平成25年10月に認定取得に係る最終審査を受け、平成26年1月24日付けで試験所認定（GC-MSによる小麦中のトリコテセン系かび毒の定量試験）を取得しました。

8 国際関係業務

国際標準化機構（ISO）の国内審議団体として活動するとともに、農林水産省と連携し、食品等に関する国際規格、農薬登録制度に関する国際調和や農薬の国際残留基準設定のための技術的な支援等を行っています。

また、開発途上国からの技術協力要請に対し、技術専門家として職員の派遣、研修生の受入、情報提供などに対応しています。

(1) ISOの国内審議団体としての活動

国際標準化機構／食品専門委員会（ISO／TC34）、木質パネル専門委員会／合板分科委員会（TC89／SC3）及び木材専門委員会（TC218）では、食品、飼料及び林産物等の分析法や安全性・品質管理等に関する規格の検討が行われており、これらの検討に積極的に関わるため、我が国も投票権のあるメンバーとして規格作成に関わっています。

FAMICは国内審議団体として各専門委員会、分科委員会等において検討されている案件について情報の収集、国内の意見の集約を行なうとともに、専門家会合への職員派遣等の活動を行っています。

平成25年度は、ISO／TC34、動物用飼料分科委員会（SC10）、官能分析分科委員会（SC12）、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会（SC16）、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会（SC17）、TC89／SC3及びTC218の国内審議団体として、情報収集・整理及び国内関係者への情報提供等を行い、外部有識者等からなる委員会を9回開催して国内意見を集約するとともに、国際会議に10回参加し、ISO提案規格への国内意見の反映に努めました。

表8-1 国際会議への役職員派遣回数及び国内委員会開催回数

審議団体	TC34	TC34 /SC16	TC34 /SC17	TC89 /SC3	TC218	TC165 (注2)	計
国際会議（派遣職員数）（注1）	1(5)	2(4)	4(4)	1(1)	1(1)	1(1)	10回(16名)
国内委員会	4	0	3	1	1	0	9回

注1 この他に職員以外に専門家を派遣している場合もある。

注2 ISOでは、他の専門委員会の標準化領域とオーバーラップしている部分がある規格案について、整合的かつ重複せずに円滑に作業を進めるために、「リエゾン（liaison、連携役）」と呼ばれる委員を相互の委員会に派遣し、連携を図っている。ISO／TC165（木質構造専門委員会）はFAMICで国内審議団体とはなっていないが、TC89／SC3及びTC218とリエゾン関係にあるため、国際会議へ職員を派遣した。

(2) 農薬の登録制度の国際調和、国際残留基準の設定への対応

農薬の登録制度等に関する国際調和のために、OECD等の国際会議に参加するとともに、FAO/WHO合同国際食品規格委員会（Codex委員会）に出席する農林水産省の職員に対して技術的知見に基づき支援を行いました。

なお、平成25年度は、国際会議等に5回参加しました。

表8-2 農薬登録制度等に係る国際会議等への参加実績

出席会議等	開催国	出張期間	出張者
第27回OECD GLP作業部会	フランス	H25.4.15～4.20	2名
国際農薬分析法協議会（CIPAC）関連会合（第57回CIPAC年次会合等）	ウクライナ	H25.6.9～6.15	2名
第50回北米化学物質残留年次ワークショップ会合等	アメリカ	H25.7.20～7.28	1名
農業資材試験研究機関の基盤及び教育プログラムの開発に関するシンポジウム等	韓国	H25.11.13～11.15	2名
OECD生物農薬の施用技術に関するセミナー等	フランス	H26.3.30～4.5	1名

(3) 農林物資の品質等に関する国際食品規格（Codex）への対応

世界貿易機関・貿易の技術的障害に関する協定（WTO・TBT協定）により、WTO加盟国は食品の国内規格を策定する際は基本的にコーデックス規格への準拠が義務付けられており、コーデックス規格が策定されると、我が国の食品規格・制度に与える影響が大きいものとなります。このため、コーデックスの議論に積極的に参加し、国際規格に我が国の農林水産業・食品産業の実態等を反映させることが重要です。

FAMICでは技術的知見に基づき、政府出席者に対し支援を行っています。また、農林水産省及び厚生労働省が主催する「コーデックス連絡協議会」及び一般財団法人食品産業センターが主催する「コーデックス対策委員会」に参加し、コーデックス委員会総会及び各部会等における食品規格の検討状況についての情報収集も行っています。

平成25年度は、コーデックス関連の国内会議に8回出席しました。

(4) 国際協力

農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの要請を受け、開発途上国等からの技術支援要請に対応するための専門家として役職員の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れ等を行っています。

平成25年度は、専門家として職員を1回派遣するとともに、海外からの研修員の受入研修を2回実施しました。

表8-3 国際協力業務に関する実績

区分	実績
専門家の派遣	(派遣回数) 1回(1名)
外国人受入研修	(実施回数) 2回(15名/延べ10カ国)

(5) 国際獣疫事務局（O I E）コラボレーティング・センターとしての飼料の安全性に関する活動

F A M I CはO I Eの「飼料の安全と分析分野」におけるコラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報収集や発信、技術協力等の取組を行っています。

平成25年度は、輸入飼料原料のモニタリング結果、分析法についてホームページに掲載しました。また、O I Eアジア太平洋地域事務局と協力し、O I E加盟国から推薦のあった3カ国（モンゴル、フィリピン及びネパール）3名の研修生を対象に、飼料中のかび毒分析に関する短期技術研修会を開催しました。

9 カルタヘナ担保法関係業務

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条第2項の農林水産大臣の指示があったときは、同条第1項の規定に基づき、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告することとなっています。

また、農林水産大臣から同法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼があった場合は、適切に実施することとなっています。

平成25年度においては、農林水産大臣からの同法第32条第2項の規定に基づく指示及び第31条第1項の規定に基づく検査の依頼はありませんでした。

10 依頼検査

都道府県や事業者等からの依頼を受けて、肥料、飼料等、土壌改良資材、農林物資（食品、林産物）の品質の検査を有料で行っています。

平成25年度は、飼料について1件検査依頼があり、試料3点（3成分）の検査を実施しました。

11 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組

食品等について、品質又は表示が適正でないものが販売され、又は販売されるおそれがあり、これを放置しては消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、消費者の利益を保護するため、必要な調査、分析又は検査を実施するよう農林水産大臣から緊急の要請があったときは、FAMICの総力を挙げて検査を迅速かつ効果的に実施し、被害のまん延防止及び原因の特定に努めることとしています。

平成25年度は、緊急の対応について農林水産大臣の要請はありませんでした。

その他、緊急に対応すべき農林水産省からの要請について次の対応を行ないました。

ホテル、百貨店、レストラン等でメニュー表示と異なる食材が使用されていた不正事案に係る対応として、農林水産省からの依頼に基づきセンターが自ら購入したエビ加工品及び牛肉加工品等130件について、DNA分析をはじめとした科学的な分析方法による種・産地等の判別を迅速に実施し、その結果を農林水産省に報告しました。

国外で除草剤として使用されているクロピラリドが原因と疑われる苗物の生育障害事例が発生したことから、原因物質を究明するため、提供された試験品である牛糞堆肥等のクロピラリドの残留分析を実施し、その結果を農林水産省に報告しました。

牛由来の肉骨粉の肥料利用再開に向けて農林水産省からの依頼に基づき、摂取防止材に係る植害試験の調査を実施し、その調査結果を農林水産省へ報告しました。

米国で栽培が確認された未承認の組換え小麦MON71800について、農林水産省の要請により1%混入判定試験法の開発を行い農林水産省へ報告しました。

肉骨粉等の原料として食品加工残さの使用が認められる見通しとなり、農林水産省から現在使用しているELISAキットの性能確認等を行うように依頼があり、試験を実施しました（平成26年度継続）。

海外で流通しているが国内では未承認の組換え体塩酸L-リジンが輸入されているのではないかとの疑義情報が農林水産省に入ったことから、農林水産省の要請に基づき、輸入塩酸L-リジンの採取、分析を行い、農林水産省へ報告しました。

農林水産省の要請に基づき、無登録農薬の疑いのある資材1点について成分の分析を行い、その結果を農林水産省に報告しました。

農林水産省の要請に基づき、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬を定量するための分析方法を確立し報告しました。

12 情報提供業務

食品及び農薬・肥料・飼料等の農業生産資材の品質や安全性、表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果など、生産者、事業者、消費者の関心の高い情報を、分かりやすく一元的に提供しています。

(1) ホームページ、メールマガジン、広報誌

ホームページでは、食の安全と消費者の信頼確保に資する観点から、FAMICが行う業務内容・公表事項、食品や農業生産資材に関する情報などを、科学的な視点で分かりやすく解説し、タイムリーに提供しています。

メールマガジンでは、行政機関等の記者発表資料、行事や研修会等の開催案内、その時々のおの食の安全に関わる話題などの情報を掲載し、月3回以上配信しています。

また、広報誌として「新・大きな目小さな目」を発行しています。

その他、施設見学、農薬検査部一般公開、要請を受けて実施する子ども霞が関見学デー及び農林水産祭「実りのフェスティバル」への出展等を行っています。

平成25年度は、各種媒体を用いた情報提供を表12-1のとおり実施しました。

表12-1 各種媒体による情報提供の実績

媒体	主な掲載情報	実績
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料、飼料等の申請等の案内 ・肥料、土壌改良資材、飼料等の検査結果等 ・農薬登録情報 ・食品表示、JAS規格に関する情報 ・検査・分析技術の情報 	更新回数 244回 アクセス回数 628,344回
メールマガジン	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等の記者発表資料 ・行事や研修会等の開催案内 ・その時々のおの話題 	配信回数 49回 延べ配信数 299,158通
広報誌	<ul style="list-style-type: none"> ・生産資材や食品に関する科学的な知識やFAMICの関係業務の情報 ・表示のQ&A ・行政情報 	発行回数 4回 発行部数 22,000部 (毎回 5,500部)

(2) 相談業務

事業者から寄せられる、農業生産資材や食品の表示や品質管理等に関する相談に対応するとともに、行政サービスの一環として消費者からの相談等に対応しています。

平成25年度は、13,565件に対応しました。

表12-2 相談件数

区分	相談件数
肥料	4,592件
農薬	173件
飼料及び飼料添加物	688件
愛玩動物用飼料	62件
土壌改良資材	86件
食品	7,964件
計	13,565件

(3) 講習会・研修会

地方公共団体、事業者等を対象に、食品や生産資材の安全性・品質・表示等に関するテーマで、FAMICが有する専門的知識を活用した講習会を開催するほか、地方公共団体や事業者団体等が主催する各種講習会への講師派遣を行っています。

平成25年度は、講習会・研修会を計30回開催しました。(表12-3)

また、地方公共団体や事業者等が主催する講習会へ主催者の要請・依頼を受けて講師として役職員を74回派遣しました。

表12-3 FAMICが主催する講習会開催実績

講習会等の名称	対象者	内容	実施回数	参加人数
技術講習会	事業者等	農林物資の品質管理及び検査分析技術並びに品質に関する表示に関する講習	7回	226名
肥料分析実務者研修	地方公共団体職員	行政職員として肥料の分析技術を取得するための講習	1回	8名
飼料製造管理者資格取得講習会	飼料等製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管理、関係法令等に関する講習	1回	91名
飼料有害物質混入防止研修会	飼料等製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管理、関係法令等に関する研修	6回	554名
飼料抗菌剤GMP研修会	飼料等製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管理、関係法令等に関する研修	6回	237名
地方公共団体職員等研修	地方公共団体職員等	農林水産省における消費者行政、食品等の一般知識、食品等の検査分析技術等に関する研修	7回	139名
飼料等安全性検査技術取得研修	地方公共団体職員	行政職員として飼料の分析技術等を取得するための講習	2回	10名
計			30回	1,265名

13 調査研究業務

レギュラトリーサイエンスを推進していく中で、肥料・飼料、農薬等の安全性や食品表示の真正性についての検査をはじめ、各種検査・分析業務を効率的かつ効果的に行っていくためには、新しい検査・分析技術の導入、開発・改良、実用化の促進が不可欠です。このため、各分野の技術や知見を結集するとともに、研究機関や大学等と連携して、新たな技術の実用化や開発・改良のための調査研究に取り組んでいます。

平成25年度は、肥料について6課題、農薬について3課題、飼料等について12課題、食品等について15課題、合計36課題の調査研究を実施しました（表13）。

表13 調査研究課題名及び研究結果概要

	課題名	概要
肥料	性能規準及び妥当性の確認試験（2課題）	<ul style="list-style-type: none"> 可溶性けい酸試験法（平成25年度終了） モリブデン試験法（フレイム原子吸光法）（平成25年度終了）
	肥料の分析法の開発及び改良（2課題）	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥及び汚泥肥料中のクロピラリド、アミノピラリド及びピクロラムの分析法の開発（平成25年度終了） 高速液体クロマトグラフによる硫青酸化物の分析法の開発（平成25年度終了）
	肥料の有効性及び安全性の確保（2課題）	<ul style="list-style-type: none"> 汚泥肥料の連用によるカドミウムの土壌への蓄積及びニンジン、ハウレンソウを用いた作物への吸収（平成26年度継続） 肥料認証標準物質Aの開発（平成25年度終了）
農薬	農薬の河川一次生産者（水生植物）に対する環境影響評価手法の高度化の検討〔共同研究〕	クロロフィル遅延発光を利用したウキクサ生長阻害試験の簡易スクリーニング方法の検討及びカワヂシャ幼体を用いた生長阻害試験法の開発を除草剤シメトリンを用いて進めた。（平成26年度継続。水草研究会第35回全国集会、第19回日本環境毒性学会研究発表会、第31回農薬環境科学研究会及び日本農薬学会第39回大会において発表。）
	土壌に残留した農薬の後作物残留リスクに関する評価手法の検討〔共同研究〕	異なる温度下での農薬の容器内土壌残留試験を行い、水によって土壌から抽出される農薬量（以下「水抽出量」）の経時的な消長を調査した。また、水抽出量の経時的な消長の予測手法の検討を行った。（平成26年度継続。第30回農薬環境動態研究会及び第21回農薬レギュラトリーサイエンス研究会において発表。また、共同研究者が第36回農薬残留分析研究会、日本農薬学会第39回大会において発表。）
	農耕地における土壌環境中予測濃度算定のための土壌中の農薬動態解析手法の改良〔共同研究〕	土壌中農薬動態予測モデルで土壌中予測濃度（土壌PEC）を算定する手法の開発を行った。平成25年度は、これまで開発を進めてきた数理モデルを温度補正が可能なモデルに改良した。また、アトラジン及びS-メトラクロールを用い、ほ場において土壌環境モニタリング試験及び土壌残留試験を実施し、当該モデルの校正と妥当性確認を行った。（平成26年度継続。共同研究者が13th IUPAC International Congress of Pesticide Chemistryで発表予定。）
飼料等	飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良（8課題）	<ul style="list-style-type: none"> 穀類及び乾牧草中の2,4-D及びその関連物質の定量法の開発（平成25年度終了） 飼料中のキャプタンの定量法の開発（平成25年度終了） 穀類及び飼料用イネ中のグリホサートの定量法の開発（平成25年度終了） 飼料用イネ中のクロロタロニルの定量法の開発（平成25年度終了） 飼料用イネ中のピメトロジンの定量法の開発（平成25年度終了） 農薬の一斉分析法の妥当性の確認～乾牧草及び稲わら中のペンディメタリンについて～（平成25年度終了） 配合飼料中のノシヘブタイドの定量法の開発（平成25年度終了） 飼料中のサルモネラ主要血清型の迅速同定法の開発（平成26年度継続）

	課題名	概要
飼料等	愛玩動物用飼料等の検査法の開発及び改良（2課題）	・愛玩動物用飼料（ドライ製品及びセミドライ製品）中の酸価及び過酸化物価の測定法の開発（平成25年度終了） ・愛玩動物用飼料（総合栄養食）中のメラミンの定量法のスナック製品への適用範囲拡大及びこれに伴う検討等（分析用試料の調整法及び水分測定法の検討並びに試験法の妥当性確認法の改正等）（平成25年度終了）
	抗菌性飼料添加物の薬剤耐性菌発現モニタリング調査・解析〔共同研究〕	我が国の家畜衛生分野における薬剤耐性モニタリング体制（JVARM）に基づき、農林水産省動物医薬品検査所及び都道府県と連携して行う畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査として、家畜・鶏の糞便から分離された腸球菌について微量液体希釈法により薬剤感受性試験を行った。（平成26年度継続。家畜衛生週報（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課、動物衛生課発行）に掲載。）
	飼料等の安全確保	飼料中の粗たん白質、カルシウム及びびりんの分析値に係る不確かさの設定の検討を行った。（平成25年度終了）
食品等	ゴボウの原産国判別マニュアルの判定方法の見直し	既存の原産国判別マニュアルの判別率向上を目的とし、新たに皮をむいたゴボウの元素組成を用いたゴボウの原産地判別マニュアルの見直しを行った。国産試料32件、中国産試料14件の元素濃度の測定により有意差が認められた11元素を利用し、主成分分析を行った。その結果、国産品、中国産品はそれぞれ群を形成する傾向がみられた。（平成26年度継続）
	ネギの原産国判別マニュアルの判定方法の見直し	過去の結果の再解析及び由来の確かな試料の元素分析を行った。また、分析部位を変更した場合の判別可能性を検討した。その結果、国産97%、中国産98%を正しく判別する判別モデルが得られた。分析部位による判別得点の変動を確認して、分析部位を変更した場合の判別率の変動について確認した。今後ネギの原産国判別マニュアルに反映予定である。（平成25年度終了）
	カボチャの原産地表示判別マニュアルの試料調製方法の見直し	昨今のカボチャの販売実態では従来法で判別に必要とされる種子40g以上を有する大きさのカボチャの購入が困難なことからカボチャ1/4個体の種子を用いた分析が従来の方法と同様に分析法として採用可能か比較確認した。比較の結果、従来法に加え1/4個体の種子を用いた方法でも分析可能であることが分かったことから、今後カボチャの原産地判別マニュアルに反映予定である。（平成25年度終了）
	重元素同位体比分析による野菜類の産地判別法の検討	中国からの輸入量の多いタマネギについて、日本産及び中国産の判別をストロンチウム安定同位体比を用いて検討した。由来の確かな試料（国産128件、中国産80件）を分析したところ、国産はすべて国産と判別され、中国産はすべて外国産と判別された。このことから、ストロンチウム安定同位体比による国産タマネギと中国産タマネギの判別が可能であることが分かった。（平成25年度終了）
	脂肪酸分析によるマダイの養殖魚判別法の検討	天然マダイと養殖マダイの脂肪酸組成を比較し、判別法の開発を検討した。天然マダイ25件と養殖マダイ22件の脂肪酸組成を測定し、リノール酸、DHA等の脂肪酸組成に差異があることを明らかにした。さらに、DHA/リノール酸比を指標とした天然マダイと養殖マダイの判別の可能性を示した。（平成26年度継続）
	核DNA分析によるマグロの種判別法の開発〔(独)水産総合研究センターとの共同研究〕	核DNAのミオグロビン領域に係る種特異的な塩基配列から種を判別する分析法を検討した。クロマグロとビンナガのミオグロビン領域の塩基配列を解析し、これに基づき判別法を開発した。事前運用試験により分析法の確認を行い、マニュアルを作成した。（日本水産学会秋季大会（H25.9.21）で発表）（平成25年度終了）
	近赤外分光分析法によるマカロニ類の原料のデュラム小麦とデュラム小麦以外の小麦の判別法の検討	原材料にデュラム小麦のみ使用の旨表示のあるマカロニ類に普通系小麦（パコムギ）が混入しているか否かを近赤外分光分析法及びDNA分析により判別可能かどうか検討した。その結果、近赤外分光分析法及びDNA分析により推定することが可能であり、検査方法として利用できることが示唆された。（平成26年度継続）

	課題名	概要
食 品 等	安定同位体比分析による小麦加工品（うどん類）の原料小麦の産地判別法の検討〔(独)農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所(以下「食総研」という。)との共同研究〕	小麦試料を235点収集し、製粉方法及び前処理方法を決定した。また、製粉、前処理及び加工の影響の確認を行い、製粉の影響があること並びに前処理及び加工の影響がないことを確認した。さらに、国産小麦16点、外国産小麦12点を測定し、判別の可能性があることを確認した。(平成26年度継続)
	元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析による冷凍ほうれんそうの原料産地判別法の検討	元素分析及びストロンチウム安定同位体比 ($^{87}\text{Sr}/^{86}\text{Sr}$) 分析を利用して、冷凍ほうれんそうの産地判別の可能性を検討した。15元素を測定する分析法の精度、真度を確認した。判別モデル構築用試料として、国産52試料、中国産37試料を収集した。国産及び中国産冷凍ほうれんそうの元素分析をそれぞれ31試料及び36試料、 $^{87}\text{Sr}/^{86}\text{Sr}$ 分析を29試料及び20試料行い、分析値について有意差検定を行ったところ、13元素及び $^{87}\text{Sr}/^{86}\text{Sr}$ で有意差が見られ、判別の可能性が示唆された。(平成26年度継続)
	ストロンチウム安定同位体比によるレンコン等水煮製品の産地判別法の開発	レンコン、ワラビ及びゼンマイ水煮について、ストロンチウム安定同位体比を利用したタケノコ水煮の産地判別に用いた方法と同様の方法を用いて試料を調製し、ストロンチウム安定同位体比を測定した。その結果、レンコン水煮については、国産の98%、中国産の76%を正しく判別できた。しかし、ワラビ水煮については、外国産の主要産地であるロシア産との判別が困難であり、ゼンマイ水煮については、国内主要産地である高知県産の一部に中国産と同様に高いストロンチウム安定同位体比を示すものがあったため、ともに本手法での判別は困難と考えられた。(平成25年度終了)
	元素分析及び安定同位体比分析によるはちみつの原産国判別の検討〔食総研との共同研究〕	アカシアはちみつについて、元素分析の結果を解析して、国産96%、中国産100%を正しく判別する判別モデルが得られた。この判別モデルに基づいてマニュアル案を作成し、事前運用試験を行った。(日本食品科学工学会第60回大会(H25. 8. 31)で発表)(平成25年度終了)
	FRIP法によるニシン加工品(かずのこ等)の原料原産地判別法の検討	太平洋に生息するニシンと大西洋に生息するタイセイヨウニシンの塩基配列の差異を明らかにし、FRIP法による判別法の開発・検討を行った。生鮮ニシン7件及びニシン加工食品33件を用いて両種の塩基配列の差異を明らかにした(ニシン15個体及びタイセイヨウニシン25個体)。解析結果から蛍光検出により簡易に判別できるFRIP法による両種の判別法を設計したが、両種間に蛍光強度に差異が生じず、判別が困難なことから開発を断念した。代わりに従来法であるPCR-RFLP法による判別法を設計したところ両種の判別が可能であった。このため、今後は事前運用試験を実施し、本手法による分析マニュアルを制定する予定である。(平成25年度終了)
	DNA分析による生鮮品及び加工食品を対象としたホタテガイ類の種判別法の検討	ホタテガイ、アメリカイタヤガイ、アズマニシキ等についてDNA分析を用いて判別する手法を検討した。その結果、ホタテガイを、ホタテガイと正しく判別する確率(検出率)は100%で、アメリカイタヤガイやアズマニシキと誤って判別する確率(誤判別率)は0%であった。また、缶詰や乾物のような加工食品にも適用できることが確認された。さらに、分析マニュアル案及び事前運用試験により手法にも問題がないことが確認されたので、今後は本手法の分析マニュアルを制定する予定である。(平成25年度終了)
	DNA分析によるコンブ属の種判別法の検討〔(公財)函館地域産業振興財団北海道立工業技術センターとの共同研究〕	マコンブグループ(マコンブ、リシリコンブ、オニコンブ、ホソメコンブ)、ミツイシコンブ、ナガコンブ、ガゴメコンブ及びガツガラコンブについてDNA分析を用いて種判別法並びに国産、中国産及び韓国産のマコンブの産地判別法を開発した。開発した分析法についてセンターも含め4試験室で共同試験を行い、4試験室全てにおいて配付した試料が正しく判別された。今後、DNA分析によるコンブ属の種判別法のマニュアルが制定される予定。(平成25年度終了)

	課題名	概要
食品等	遺伝子組換え農作物の定性分析技術<ダイズ加工食品の新規DNA抽出法の検討> [食総研との共同研究]	市販のダイズ加工食品から、現行のDNeasy Plant Maxi Kit (QIAGEN)及びGM quicker 3 (NIPPON GENE)を用いた方法によりDNAを抽出した後、PCRを行い、抽出方法の違いによるGMO定性試験への適用性について検討した。市販のダイズ加工食品14品目28件について2種類の抽出法を2点併行試験で行い、結果を解析した。その結果、GMO定性試験のDNA抽出において、DNeasy Plant Maxi Kitの代わりにGM quicker 3を新たに使用できる可能性が示唆された。(平成25年度終了)
計 36 課題		

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター企画調整部企画調整課

〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟

TEL 050-3797-1826 (ダイヤル)

FAX 048-600-2377

ホームページ <http://www.famic.go.jp/>